

毎週月.水.金曜日発行

富 山 県 報

令和元年9月4日

水 曜 日

第 4540 号

目 次

告 示

- 指定自立支援医療機関の指定 1
- 指定自立支援医療機関の指定の更新 2
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 換地処分 3

公 告

- 公共測量の実施
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 4

教育委員会公告

- 教育職員免許状の取上げ処分 5

告 示

富山県告示第362号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和元年9月4日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
ハート薬局 柳原店	滑川市柳原26 番地 6	育成医療、 更生医療	調剤	令和元年 9月1日
ハート薬局 滑川店	滑川市中川原 188番地 4	育成医療、 更生医療	調剤	令和元年 9月1日

ハート薬局 東太閤山店	射水市東太閤 山三丁目88番地	育成医療、 更生医療	調剤	令和元年 9月1日
----------------	--------------------	---------------	----	--------------

富山県告示第363号

指定自立支援医療機関の指定の更新について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和元年9月4日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	更新年月日
名称	所在地			
射水市民病院	射水市朴木20番地	育成医療、 更生医療	歯科矯正に関する医療	令和元年 9月1日
あんず薬局黒部本店	黒部市北新10番地4	育成医療、 更生医療	調剤	令和元年 9月1日
富山福祉短期大学訪問看護ステーション	射水市三ヶ 579	育成医療、 更生医療	訪問看護	令和元年 9月1日

富山県告示第364号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和元年9月4日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
短期入所	令和元年9月1日	1611900463	社会福祉法人小杉福祉会	射水市池多822番地	特別養護老人ホーム太閤の杜	射水市中太閤山18丁目1番地2

富山県告示第365号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、令和元年8月28日県営農地整備事業塩地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和元年9月4日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~

## 公 告

~~~~~

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年9月4日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（基準点測量、地形測量）

2 作業期間

令和元年8月1日から令和元年9月30日まで

3 作業地域

富山県中新川郡立山町芦峠寺字松尾地内

公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、富山市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年9月4日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和元年8月1日から令和元年11月28日まで

3 作業地域

富山市 下新本町地内

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和元年9月4日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

富山下飯野複合施設 富山市下飯野23番地 ほか1筆

2 店舗を設置する者 N T Tファイナンス株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) (仮称) 富山市下飯野土地区画整理事業12街区 富山市下飯野土地
区画整理事業地内12街区

(変更後) 富山下飯野複合施設 富山市下飯野23番地 ほか1筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

東京都千代田区二番町8番地8 代表取締役 古屋 一樹 ほか1

(変更後) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン

東京都千代田区二番町8番地8 代表取締役 永松 文彦 ほか1

4 変更の日 平成31年2月28日 ほか

5 変更の理由 区画整理事業完了により大規模小売店舗の名称及び所在地が変更になったため ほか

6 届出の日 令和元年8月27日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 令和元年9月4日から令和2年1月6日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

教育職員免許状の取上げ処分

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第1項の規定により次の教育職員免許状の取上げ処分を行ったので、富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第8号）第18条の規定により次のとおり公告する。

令和元年9月4日

富山県教育委員会

1 取上げ処分を行った免許状

氏 名	中山 浩司	
本 籍 地	福井県	
免許状の種類	教科又は 領 域	授与権者
中学校教諭1種免許状	国語	岐阜県
高等学校教諭1種免許状	国語	岐阜県
小学校教諭1種免許状	—	岐阜県

2 取上げの事由 教育職員免許法第11条第1項に該当したため

3 取上げ年月日 令和元年8月24日